

はじめよう！ 農 福 連携 — スタートアップマニュアル —

(1 農業者・障害福祉サービス事業所 向け)

Ver.1



令和2年3月

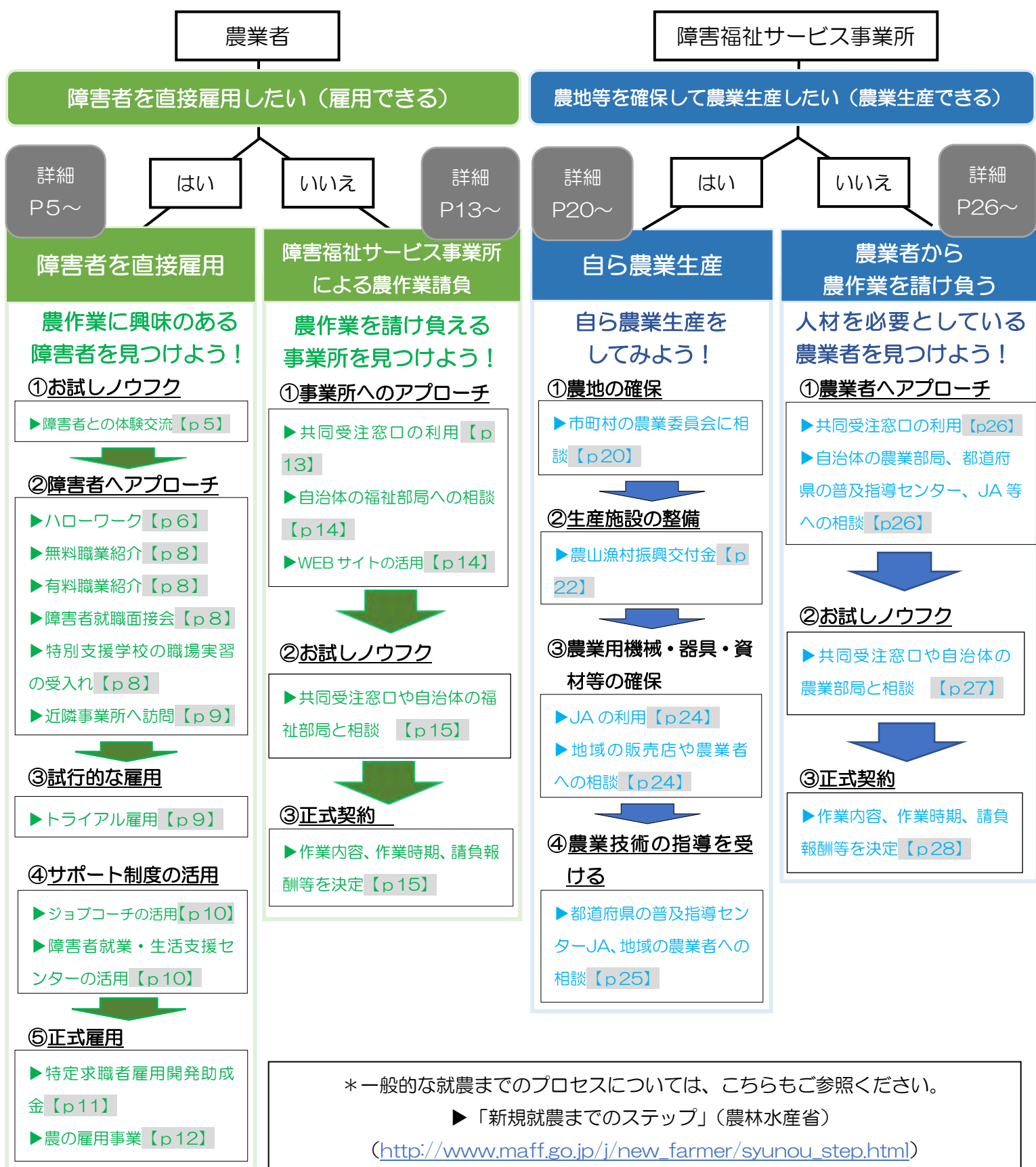


農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

農福連携を始める流れ



＜農業に関わる機関の役割＞

1

農林水産省 地方農政局、 北海道農政事務所、沖縄総合事務局

【役割】

- ・農福連携の普及啓発のためのシンポジウム等の開催
- ・農福連携に関する情報提供
- ・農福連携の補助事業の窓口（ただし、北海道内は農林水産省 農村振興局 都市農村交流課）

【所在】

- ・全国9カ所

2

都道府県 普及指導センター

【役割】

- ・農業技術の指導
- ・営農計画の作成支援

【所在】

- ・各都道府県の機関として、全国各地に361カ所（令和元年度時点）
- ＊各都道府県によって、「普及指導センター」「農業改良普及センター」「農業振興事務所」など名称が異なる。

3

農業協同組合 （通称：JA）

【役割】

（原則として、農業協同組合の組合員になることが前提）

- ・生産資材や生活資材の共同購入
- ・農畜産物の共同販売
- ・貯金の受入れ、生活資金の貸付け

【所在】

- ・全国各地に604組合（令和元年1月1日時点）

4

農業共済組合 （通称：NOSAI）

【役割】

（原則として、農業共済組合の組合員になることが前提）

- ・災害時に備えた保険（農業共済）
- ・様々なリスクに備えた保険（収入保険）

【所在】

- ・各都道府県に1カ所（一部の都道府県は複数箇所）

5

市町村 農業委員会

【役割】

- ・農地法に基づく農地の売買・貸借の許可
- ・農地の転用の許可・意見具申
- ・遊休農地の調査や指導

【所在】

- ・原則として各市町村に1カ所（一部の市町村は複数箇所、設置されていない市町村もあり）

6

農地中間管理機構（農地バンク）

【役割】

- ・分散した農地を整理し、集約して担い手に貸出し

【所在】

- ・各都道府県に1カ所

7

農業会議

【役割】

- ・農地に関する情報の集約と提供
- ・新規就農者を雇用する農業法人等への支援（農の雇用事業）の窓口

【所在】

- ・各都道府県に1カ所

＜障害者雇用や障害者福祉に関わる機関の役割＞

1

ハローワークの障害者専門窓口

【役割】

（事業主と障害者が雇用契約を締結することが前提）

- ・障害者に対して、職業紹介や職業指導を行う
- ・事業主に対して、雇用管理に関する助言を行う
- ・障害者雇用に関する助成金の窓口

【所在】

- ・ハローワークは全国各地に 544 か所（＊場所によって、申請を受け付けている助成金の範囲が異なります。）

2

自治体の無料職業紹介事業の窓口

【役割】

（事業主と障害者が雇用契約を締結することが前提）

- ・障害者に対して、求人である雇用主をあっせんする
- ・事業主に対して、求職者である障害者をあっせんする

【所在】

- ・397 自治体（平成 31 年 3 月末時点）

3

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター

【役割】

- ・障害者に対して、検査や作業等を通じて課題の把握を行い、就労に向けた専門的な助言を行う
- ・事業主に対して、障害者の雇用管理に関する専門的な助言を行う
- ・障害者、事業主双方に対して、ジョブコーチによる職場適応支援を実施する

【所在】

- ・各都道府県に 1 か所（その他、北海道、東京都、愛知県、大阪府、福岡県の 5 か所に支所を設置。）

4

障害者就業・生活支援センター

【役割】

- ・障害者に対して、就業面・生活面に関する一体的な支援をする
- ・事業主に対して、障害者の雇用管理に関する助言をする

【所在】

- ・全国各地に 334 か所（平成 30 年 4 月時点）

5

共同受注窓口

【役割】

（企業等と障害福祉サービス事業所が委託・請負契約を締結することが前提）

- ・企業に対して、仕事を請け負える障害福祉サービス事業所を紹介する
- ・障害福祉サービス事業所に対して、仕事を依頼したい企業を紹介する

【所在】

- ・秋田県と宮崎県を除いた各都道府県に 1 つ以上、全国 101 か所（平成 31 年 1 月 31 日時点）

6

特別支援学校の高等部

【役割】

- ・視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して教育を行う（農業体験活動や農業の職場実習などを含む）
- ・障害のある生徒の進路指導（進学や就職、就労の支援など）

【所在】

- ・各都道府県に各障害種 1 校以上、全国 1,002 校（令和元年 5 月 1 日時点）

＊学校により、対象とする障害種が異なります。

第1. 農業者の皆様へ

農業者が、農福連携に取り組む方法は、大きく分けて、(1) 障害者を直接雇用する方法、(2) 障害福祉サービス事業所に農作業を請け負ってもらう方法があります。

* 障害福祉サービス事業所とは、障害者に対する支援を行う施設のことです。その中には、障害者が支援スタッフと一緒に生産活動を行うところもあります。

(1) の場合、農業者は、社員である障害者への作業指示や労務管理などを、全て自らの責任で行うこととなります。

(2) の場合、農業者は、障害福祉サービス事業所と作業日程・作業内容を調整するとともに、事業所の職業指導員が、障害者の能力把握、作業指示とサポートを行うこととなります。

(2) の方法は、農業者に十分な福祉的な知識がなくても取り組みやすいため、農林水産省では、はじめて農福連携に取り組む農業者の方には、(2) の方法をお勧めしています。そして、障害者が活躍できること、障害者との関わり方への理解が進んできた際には、(1) の方法へステップアップすることもお検討ください。

1. 障害者を直接雇用する方へ

(1) お試しノウフク

Q1：障害者と接したことが無いのですが、接するきっかけはありますか？

A：農作業や食に関する体験を通じて、障害者と交流してみましょう。

A：農作業や食に関する体験について

農業者の中には、障害者や地域住民との交流を深めることを目的として、収穫などの 農作業体験会を開催して、障害者との接点を持った ことをきっかけに、障害者との交流が深まり、その後の雇用につながっていった例があります。

このように、近隣の障害福祉サービス事業所やボランティア団体などから、障害者を含む「農」や「食」に興味がある方を受け入れることは、農福連携のファーストステップになりうると考えられます。

障害者・子ども・高齢者などを受け入れる際には、熱中症・ケガ・食中毒などのリスクに備えるため、訪問者の所属団体に対し、内容に応じて、社会福祉協議会のボランティア保険や民間保険会社のレクリエーション保険などを活用するよう、勧めてください。

なお、近隣の障害福祉サービス事業所については、地方自治体の保健福祉部局にお問い合わせください。

実践事例

【農福連携事例集 p42】 有限会社 岡山県農商 (岡山県岡山市)

(2) 障害者へのアプローチ

Q2：農業分野での就職を希望する障害者をどこで見つければよいのでしょうか？

- A1：ハローワークに求人申込みをしてみましょう。
- A2：無料職業紹介事業を実施している自治体や JA 等に相談してみましょう。
- A3：有料職業紹介事業者にご相談してみましょう。
- A4：障害者就職面接会に参加してみましょう。
- A5：特別支援学校の職場実習を受け入れてみましょう。
- A6：近隣の障害福祉サービス事業所を訪問してみましょう。

A1-1：ハローワークへの相談について

○ ハローワークとは

ハローワークとは、就職を希望する方（求職者）への職業紹介や、雇入れを希望する事業主（求人者）への人材紹介を行う機関であり、全国544カ所に設置されています。

また、農林漁業の盛んな地域では、ハローワークの中に、農林漁業就職支援コーナーを設けて、農林漁業に特化した情報提供を行っています。

さらに、ハローワークには、障害者の職業紹介のための専門窓口が設けられており、障害のある求職者に対する就職支援や、障害者を対象とした求人（障害者専用求人）の作成支援などを行っています。

このように、ハローワークは、多くの情報を持つ身近な専門機関です。

○ ハローワークへの相談について

障害者を雇用する具体的なプランがなくても、まずは相談してみましょう。今後の進め方について、相談に乗っていただけるので、ハローワークを積極的にご利用ください。

【最寄りのハローワーク】 <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【開庁時間】 平日午前8時30分 ～ 午後5時15分

＊職業相談等の所要時間や窓口の混雑状況により、午前9時～午後5時の間のご利用をお勧めします。

【利用料】 全国どこでも無料

【予 約】 原則、全国どこでも不要。なお、窓口の混雑状況により、順番待ちをしていただく場合があります。

A1-2：ハローワークへの求人申込みについて

障害者の職種、賃金、労働時間、雇用形態など、障害者を雇用する具体的なプランが決まっている場合には、ハローワークに求人申込みをしてみましょう【図1】。

事業所登録シートや求人申込書を作成する必要があります。不明な点がございましたら、ハローワークの職員にお尋ねください。

図1

求人の流れ



図2

求人票のサンプル

障害者求人には（障）と書かれます。

事業主は、法律上、障害者への合理的配慮を提供する義務があり、求人票の「求人条件特記事項」や「備考」欄には、障害への配慮事項を記載することで、障害のある求職者が応募を検討しやすくなります。

(＊令和元年11月時点のサンプル)

実践事例

【北海道農政事務所 WEB サイト】

株式会社 グリーンヴァレー（北海道滝上町）

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/pdf/noufukujirei12.pdf>

A2：無料職業紹介事業者への相談について

地方自治体、JA、公益法人等の中には、ハローワークのように、無料で職業紹介を行っているところがあります。

こちらのWEBサイトを参照して、依頼を検討している事業者にご直接お問い合わせください。

(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>)

A3：有料職業紹介事業者への相談について

無料で利用できるハローワーク等と異なり、民間事業者の中には、厚生労働省の許可を得て、有料で職業紹介事業を行うところがあります。

こちらのWEBサイトを参照して、依頼を検討している事業者にご直接お問い合わせください。

(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>)

A4：障害者就職面接会への参加について

ハローワークでは、求職活動をしている障害者と複数の事業主が、一堂に会する障害者就職面接会を開催しています。

障害者就職面接会は、事業主・障害者双方にとって一度に多くの相手と情報交換及び面接を実施できるというメリットがあります。

開催回数や時期は、各都道府県における会場ごとに決められていますので、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

A5：特別支援学校高等部の職場実習について

障害のある生徒が学ぶ特別支援学校高等部の多くは、卒業後の自立や社会参加に向け、近隣の事業所などを訪問して、職業体験活動や作業学習をする「職場実習」を実施しています(主として、知的障害者に対する教育を行う特別支援学校を中心に実施されています)。

職場体験活動や職場実習を通じて、生徒の関心のある職業分野や業務内容を探るとともに、業務や職場への適性を見極めることができます。また、受入側にとっては、生徒の業務や職場への適性などを見極め、卒業後に本採用するか判断する期間となり得ます。

特別支援学校では、各生徒に対して長期的な視点で教育的支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が義務づけられています。そのため、特別支援学校高等部の生徒を卒業後に本採用すると、障害の状態や特性及び心身の発達等を踏まえた配慮や支援方法等に関する情報を学校から直接聞くことなどができ、農業者にとって安心と言えます。

一般に、特別支援学校高等部は、生徒に幅広い職業分野を体験させるために、職業体験活動や職場実習を受け入れてくれる事業所の開拓に取り組んでいます。受入れを検討する農業者は、近隣の特別支援学校高等部の進路指導担当や学校の設置者(都道府県立学校の場合は都道府県教育委員会、市立学校の場合は市教育委員会の特別支援学校担当部署)にお問い合わせください。

なお、職場実習の際に要する実習先までの交通費については、特別支援教育就学奨励費

【特別支援教育就学奨励費】

A6：近隣の障害福祉サービス事業所への訪問について

お近くの障害福祉サービス事業所については、地方自治体の保健福祉部局にお問い合わせください。

（３）障害者の試行的な雇用

A：障害者トライアル雇用制度を活用してみましょう。

A-1：障害者トライアル雇用制度について

支給要件を満たしている場合、事業主には、障害者トライアル雇用の終了後に、国から、月額最大4万円（精神障害者は月額最大8万円）を一括して支給されます。

なお、障害者トライアル雇用の対象となるのは、障害者をハローワークや職業紹介事業者等の障害者トライアル雇用専用求人によって雇い入れた場合のみであり、例えば、農業者の親族や知人からの紹介を通じて雇用に至った場合は、対象外となります。

障害者トライアル雇用の申込みは、最寄りのハローワークで行ってください。

【ハローワーク・労働局一覧】

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>)

实践事例

【北海道農政事務所 WEB サイト】

有限会社 浅野農場（北海道当別町）

A-2：障害者短時間トライアル雇用について

精神障害者又は発達障害者であって、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい場合、トライアル雇用期間中に週20時間以上の就労を目指すことを条件に、週10時間以上20時間未満の短時間の試行雇用から開始することができます。試行期間は、職場への適応状況や体調などに応じて、最大12か月です。

支給要件を満たしている場合、事業主は、障害者短時間トライアル雇用の終了後に、国から、月額最大4万円を一括して支給されます。

なお、障害者トライアル雇用と同様、障害者短時間トライアル雇用の対象となるのは、障害者をハローワークや職業紹介事業者等の障害者トライアル雇用専用求人によって雇い入れた場合のみです。

障害者短時間トライアル雇用の申込みは、最寄りのハローワークで行ってください。

【ハローワーク・労働局一覧】

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>)

(4) サポート制度の活用

Q4：障害者を雇い入れた後、農業者や障害者に対するサポート制度はありますか？

A1：「職場適応援助者（ジョブコーチ）」の訪問により、障害者の職場適応に関する専門的助言を受けられます。

A2：「障害者就業・生活支援センター」による、障害者の雇用管理に関する一体的な助言を受けられます。

A1：職場適応援助者（ジョブコーチ）について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（略称：「JEED」（ジード））は、すべての都道府県に「地域障害者職業センター」を設けており、障害者の職場適応が難しい場合、各センターの「配置型ジョブコーチ」が事業主を訪問して、障害者が職場に馴染めるよう専門的なアドバイスをすることで、事業主と障害者のサポートをしています。

また、社会福祉法人などの職員で、職場適応援助者養成研修を修了した者を「訪問型ジョブコーチ」と呼び、同様のサポートを行っています。

ジョブコーチによる支援に際しては、本人や職場環境等の課題を分析し、支援計画を立ててから、本人・事業主の同意の下で支援を開始します。

障害者を雇用する農業者が、ジョブコーチの活用について相談を希望する場合、最寄りの地域障害者職業センターにお問い合わせください。利用は無料です。

【地域障害者職業センター一覧】(<https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/index.html>)

A2：障害者就業・生活支援センターについて

各都道府県に数カ所ずつ設置されている「障害者就業・生活支援センター」では、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場訪問等により指導、相談を実施し、事業主に対しても雇用管理に関する助言をしています。

利用を希望する場合は、最寄りの障害者就業・生活支援センターにお問い合わせください。利用は無料です。

【障害者就業・生活支援センター一覧】

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000525100.pdf>)

(5) 正式雇用

Q5：障害者を正式雇用した後、助成はありますか？

A1：特定求職者雇用開発助成金を活用してみましょう。

A2：農の雇用事業を活用してみましょう。

A1：特定求職者雇用開発助成金について

障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）場合、助成金の支給を受けられる場合があります。この助成金の1つに「特定求職者雇用開発助成金」があります。

特定求職者雇用開発助成金のうち、例えば特定就職困難者コースでは、①重度障害者等を除く身体・知的障害者（週あたり所定労働時間が30時間以上）については2年間で120万円、②重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者（週あたり所定労働時間が30時間以上）については3年間で240万円、③重度障害者等を含む身体・知的・精神障害者（週あたり所定労働時間が20時間以上30時間未満）については2年間で80万円支給されます。支給は、6か月ごとに行われます。

（※）ただし、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上（重度障害などを短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることが確実に認められること。

なお、特定求職者雇用開発助成金の対象となるのは、障害者をハローワークや民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた場合のみであり、例えば、農業者の親族や知人の紹介を通じて雇用に至った場合は、対象外となります。

特例求職者雇用開発助成金の申込みは、最寄りのハローワークで受け付けています。

【ハローワーク・労働局一覧】

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>)

A2：農の雇用事業について

農業者が、新たに就農希望者を研修生として雇用して、農業技術や経営ノウハウを習得させる場合、助成金の支給を受けられる場合があります。この事業を「農の雇用事業」と言います。

農業者には、研修生1名あたり年間最大120万円を最長2年間、支給され、令和2年度からは、研修生が障害者である場合、研修生1名あたり年間30万円が加算されます。

また、研修生の1週間の所定労働時間は、年間平均35時間以上となる必要がありますが、研修生が障害者である場合は20時間以上とすることも可能です。なお、研修生は50歳未満である必要があり、特定求職者雇用開発助成金との併給は認められません。

農の雇用事業の申込みは、各都道府県農業会議に行ってください。

【都道府県農業会議一覧】(<https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/original/>)

***参考：精神障害者社会適応訓練事業について**

精神障害者を雇用でなく社会復帰のための訓練の場として事業所に受け入れた場合、都道府県又は政令指定都市が実施事業所に対する補助を行う制度があります。これを「精神障害者社会適応訓練事業」（通称：社適事業）と言います。

事業所での訓練期間は原則6か月ですが、通常、最長3年間まで延長又は短縮できます。

事業所には、1日の訓練につき、地方自治体が定めた金額（2,000円程度の場合が多いが地方自治体によって異なる）が支給されます。

利用者は、主として、回復途上にあつて社会復帰を目指す精神障害者ですが、例えば、障害福祉サービス事業所などから一般就労を希望する精神障害者が、実際の職場での就労経験を積む場合にも利用できるなど、柔軟に使うことができる制度になっています。

なお、現在、社適事業に取り組んでいる地方自治体は3分の1ほどですが、精神障害者に限らず、身体障害者や知的障害者の支援訓練と共通の仕組みとして、社適事業に相当する事業を行っている地方自治体もあります。

社適事業の実施の有無や利用申込みについては、各都道府県又は政令指定都市にお問い合わせください。

2. 事業所に農作業を請け負ってもらう方へ

(1) 障害福祉サービス事業所へのアプローチ

Q1：農作業を請け負える障害福祉サービス事業所は、どのように見つけばよいでしょうか？

A1：共同受注窓口を利用してみましょう。

A2：自治体の保健福祉部局に聞いてみましょう。

A3：WEBサイトを活用して探してみましょう。

A1-1：共同受注窓口の利用について

○ 共同受注窓口とは

共同受注窓口とは、企業等が発注したい物品や役務の内容を、受注が可能な障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する窓口のことを言います。

共同受注窓口は、各都道府県から社会福祉法人や NPO 法人等に業務委託する形で運営されており、秋田県と宮崎県を除いたすべての都道府県に1か所以上、全国101か所が設けられ（平成31年1月31日時点）、「社会就労センター協議会」などが運営しています。

また、都道府県の中には、「ナイスハートネット」というWEBサイトを用いて、WEBサイト上で仲介を行っているところもあります。

都道府県の中には、共同受注窓口の中に、農業専任のコーディネーターを配置し、積極的に農作業のあっせんを行っているところもあります。

○ 共同受注窓口の利用について

共同受注窓口を利用する際は、あらかじめ、障害福祉サービス事業所に依頼したい作業内容・作業量・必要とする人数などについて、整理する必要があります。

また、ほとんどの共同受注窓口は、無料で利用できますが、手数料を徴収しているところもあります。詳細は、最寄りの共同受注窓口にお問い合わせください。

【最寄りの共同受注窓口】(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000492894.xlsx>)

実践事例

【農福連携事例集 p45】

特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会（香川県高松市）

A2：地方自治体の保健福祉部局の利用について

障害福祉サービス事業所は、管轄する都道府県等の指定を受けて事業を実施するものであるため、各都道府県等は、すべての障害福祉サービス事業所について、WEB サイト等で、その一覧を公表しています。

近隣の共同受注窓口には、農作業を実施可能な障害福祉サービス事業所の登録数が少ない場合もあることから、地方自治体の保健福祉部局にもお問い合わせください。

A3：WEB サイトの活用

農福連携に取り組む農業者の中には、WEB サイトで近隣の障害福祉サービス事業所を見つけて、その事業所に声をかけ、請負契約を締結するに至った例もあります。

独立行政法人福祉医療機構は、WEB サイト「WAM NET（ワムネット）」を開設しており、全国の障害福祉サービス事業所の所在や連絡先等を公開しています。

【WAM NET 障害福祉サービス事業所等情報検索】

(<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>)

また、A2 で記載した各都道府県の WEB サイトで公表されている障害福祉サービス事業所一覧には、取り組んでいる作業内容や賃金/工賃まで記載されている場合があり、農作業を請負ってもらう事業所を選ぶ際の目安とすることができます。

(2) お試しノウフク

Q2：まずは試行的に農作業を請負ってもらうことはできますか？

A：共同受注窓口や自治体の保健福祉部局を交えて相談してみましょう。

A：お試しノウフクについて

農業者や障害福祉サービス事業所が、農福連携の取組に慣れていない場合、まずは、数日間、試行的に農作業を請負ってもらうこと（お試しノウフク）をご検討ください。

お試しノウフクのパターンとしては、

- (1) 正式契約後と同様に、農業者と障害福祉サービス事業所が農作業に関する請負契約を締結して、報酬を支払うパターン
 - (2) 農業者と障害福祉サービス事業所が、農作業に関する請負契約を締結せず、短期間・無報酬で「援農ボランティア」をするパターン
- の2つが考えられます。

どのようなパターンで実施するかについては、共同受注窓口や地方自治体の保健福祉部局を交えて、相談してください。

なお、(1)のパターンの場合、ほ場において障害者に具体的な指示を行うのは、障害福祉サービス事業所の職業指導員であり、農業者は、まず、職業指導員に農作業の内容を伝えたり、ほ場等で作業体験をしてもらい、その指導員がそれぞれの障害特性に配慮して、作業を割り当てることとなります。そのため、農業者は、障害福祉サービス事業所とのコミュニケーションを深め、職業指導員と信頼関係を築くことが大切であり、障害者の仕事に対して意見があれば、本人に直接伝えるのではなく、職業指導員から伝えてもらうようにします。

(3) 正式契約

Q3：正式契約の締結にあたって仲介してくれる機関はありますか？

A：共同受注窓口や自治体の福祉部局を交えて相談してみましょう。

A：契約締結の仲介について

お試しノウフクを経て、正式に農作業に関する請負契約を締結する場合、契約内容を決める必要があります、農業のみならず福祉的な知識が必要です。

共同受注窓口のコーディネーターや地方自治体の保健福祉部局の職員等に、契約締結の仲介をお願いしてみましょう。

Q4：正式契約の締結にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：契約内容として、作業内容、作業時期、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険の加入者等に留意する必要があります。

A：契約内容と留意事項について

扱う作物、作業内容、作業期間、作業時間、作業人数、請負報酬、支払方法、任意保険、その他留意事項を決定し、契約書【図3】や農作業依頼予定シート【図4】といった形で、書面に残します。

農業者は、障害福祉サービス事業所が、請負ってもらった農作業を円滑に実施できるよう、日々の栽培管理やほ場管理に十分な配慮をする必要があります。また、求める業務に対する達成度（量と質）を文書・写真・映像等で、具体的に示すことが重要です。さらに、障害福祉サービス事業所では、作業担当である職業指導員や、勤務管理担当である管理者等の業務分担がされているため、どの話をどの職員に伝えるべきか、把握しておく必要があります。

任意保険の加入者は、障害福祉サービス事業所となるのが通常ですので、農業者は保険料を支払う必要がありません。

また、請負報酬の設定については、公平性の観点から、共同受注窓口や地方自治体の福祉部局などの第三者が仲介し、作業工程ごとに単価を設定するのが望ましい方法です。地方自治体の中には、すでに、作業工程ごとの単価を設定して、マニュアルとして公開しているところもあります【図5】。

「農福連携スタートアップマニュアル 第2分冊」p9～詳しく記載します。

契約書（例）

請負契約書

印紙税法に
定められた
収入印紙

注文者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、別表に記載する農作業を発注し、乙はこれを請け負い、善良なる管理者の注意義務をもって農作業を実施するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。但し、天候不順等、乙の責めに帰することができない事由により、契約期間内に請負業務を完成できない場合は、甲乙の協議により変更できるものとする。

（請負報酬の額及び支払方法）

第3条 甲は、別表に記載された農作業に対して、完了した作業の単位ごとに算出された請負報酬を乙に支払う。

2 甲は、各作業を完了した日の属する月の翌月末までに、乙の指定する方法により、請負報酬を支払うものとする。

（費用の支払い）

第4条 請負業務の実施にあたり費用を必要とする場合は、甲乙協議し、当該費用の負担者及びその支払方法を決定する。

（実施報告）

第5条 乙は、請負業務を実施するとき及び完了したときは、その都度速やかに甲に通知するものとする。

（責任の所在）

第6条 乙及び乙の利用者の作業中又は休憩中等に事故が発生した場合は、甲の故意又は過失による場合を除き、甲は、当該事故につきその責めを負わない。

第7条 請負業務の完成についての法律上のすべての責任は、乙が負うものとする。

（契約の変更等）

第8条 契約を変更する場合は、甲乙協議のうえ、その変更事項をこの契約書に明記するものとする。また、契約期間の途中において、契約を解除する場合は、双方の合意により解約するものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲
住所
氏名

印

乙
住所
氏名

印

（農業労働力支援協議会（公益社団法人 日本農業法人協会）『農業者のための農福連携ガイド』より、一部改変。同協会のWEBサイト「http://hojin.or.jp/information/post_141.html」から、ひな形をダウンロード可能。）

農作業依頼予定シート（例）

i 農作業依頼シート		農作業依頼シート			
		依頼日		年	月 日
■ 農業者 記入欄					
作業依頼 内容					
注文希望者名					
連絡先	住所	〒			
	TEL	-	-	FAX	- -
作業住所					
作業環境	トイレ	有・無（無の場合に利用できる場所：）			
希望期間、時間	期間	年 月 日	～ 月 日	時間	時 分 ～ 時 分
集合場所					
必要なもの	軍手・ビニール手袋・汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒 その他（ ）				
希望支払報酬	面積ベース ()	(面積)	a × (単価)	円 =	円
※ 後ほどご相談	時間ベース ()	(時間)	h × (単価)	円 =	円
支払方法	現金・振込		領収書（現金の場合）	要・不要	
■ コーディネーター 記入欄					
部署名			担当名		
TEL	- -		FAX	- -	
■ 事業所 記入欄					
事業所施設名			担当名		
連絡先	住所	〒			
	TEL	-	-	FAX	- -
参加予定人数	スタッフ	名	利用者	名	
報酬振込先	金融機関名		支店所名		口座番号
心配ごと等					

（農業労働力支援協議会（公益社団法人 日本農業法人協会）『農業者のための農福連携ガイド』より、一部改変。同協会のWEBサイト「http://hojin.or.jp/information/post_141.html」から、ひな形をダウンロード可能。）

作業工程ごとの単価設定

小松菜のクリーニング

余瀬農園 × ワークスタジオ・ワークラフト事例

小松菜のクリーニング作業は、6月上旬から小松菜収穫作業と同時期に行なわれる。作業のある日は、朝9時30分から15時まで、昼に1時間休憩を挟み、時給による契約となっている。
この日は2人の職員が同行し、利用者3名で1日約30箱分のクリーニングが行なわれた。
クリーニングは室内作業のため天候に左右されない。

ここから動画が見られます











作業工程

1 空き箱に新聞紙を敷く

2 小松菜下部の余分な葉をもぎ取る

3 もぎ取った葉は箱に入れる

4 小松菜の向きをそろえながら箱に入れる

5 1箱7.2kgになるよう調整する

6 濡らした新聞紙でふたをする

7 札を付けて、向きをそろえてコンテナに積み

作業分析

■区分 時給
■工賃 456円/h

■作業時期 6月初旬
■難易度 ふつう
■障がい種別 知的・精神

作業時期

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

※作業分析は平成30年度時点の参考情報であり類似作業の基準となるものではありません。

(出典：北海道恵庭市『農福連携成功事例集（作業工程マニュアル）』)

【注1】：障害福祉サービス事業所の種類

通常、農業者から農作業を請負ってもらう障害福祉サービス事業所は、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所の3種類となります。

(1) 就労継続支援A型事業所：

事業所と利用者（障害者）が、雇用契約を締結し、最低賃金以上の賃金を支給します。

(2) 就労継続支援B型事業所：

事業所と利用者（障害者）が、雇用契約を締結しません。

(3) 就労移行支援事業所：

事業所と利用者（障害者）が、雇用契約を締結せず、2年間限定で一般就労に向けて就職訓練をします。

【注2】：請負報酬の金額

農業者から障害福祉サービス事業所に支払われる請負報酬は、そのまま、障害福祉サービス事業所から利用者に支払われる工賃/賃金の原資となります。そのため、請負報酬の金額は、障害福祉サービス事業所の種類によって、適切な金額となるよう、相談してください（図は一例です）。

第2. 障害福祉サービス事業所の皆様へ

障害福祉サービス事業所が、農福連携に取り組む方法は、大きく分けて、(1) 自ら農地を確保して農業生産を行う方法、(2) 農業者から農作業を請け負う方法があります。

(1) の場合、障害福祉サービス事業所は、農業知識と技術を自ら習得する必要があり、また、農地を確保する必要があることに加え、農業用機械・器具についても、操作できる必要があります。

(2) の場合、障害福祉サービス事業所は、農業者のほ場に通り、そこにある機械や器具等を用いて、農業者と調整しながら農作業を行うこととなります。

(2) の方法は、障害福祉サービス事業所が、自ら農地や販路を確保しなくてよい、ため、農林水産省では、はじめて農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所には、(2) の方法を勧めています。

1. 自ら農業生産をする事業所へ

(1) 農地の確保

Q1：農地をどのように確保すればよいのでしょうか？

A：市町村の農業委員会 または 農業部局に相談しましょう。

A-1：農地の確保について

障害福祉サービス事業所が、農業生産の意向があるものの、現在農地を確保していない場合、また、現在行っている農業生産活動の規模を拡大したい場合、障害福祉サービス事業所の設置・運営法人は、新たに農地を借り入れる または 購入する必要があります。

農地を見つけるには、WEB サイト「全国農地ナビ」をご覧ください。

【全国農地ナビ】(<https://www.alis-ac.jp/>)

A-2：農地を確保する方法について

① 農地法に基づく農地の借入れ

社会福祉法人・NPO 法人・一般社団法人・医療法人など、障害福祉サービス事業所を設置・運営する福祉系法人は、農地の所有者と賃貸借契約等を締結して、農地を借り入れることができます。

農地を借り入れる際には、原則として、借り入れようとする農地を含む総耕作面積が、それぞれの市町村が定めている農地の下限面積（原則として都府県：50a 以上、北海道：2ha 以上）を上回る等、一定の要件を満たす必要があります。しかし、特例として、福祉系法人が、農地を社会福祉事業等の目的に利用する場合には、これらの要件を満たさなくても、農地を借り入れることができます。

農地を借り入れる際には、その農地が所在する市町村の農業委員会の許可を得てくだ

さい。

② 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

農地法に基づく農地の賃貸借契約は、自動的に更新されることになっていますが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定という方法であれば、期限が来れば農地の所有者に返還されるので、比較的、所有者が同意しやすい方法と言え、広く活用されています。

福祉系法人も、営農計画が市町村の基本構想に合致するものと認められれば、農地の利用権の設定を受けられる可能性があります。

農地の利用権の設定を受けるには、市町村の農業部局にお尋ねください。

③ 農地法に基づく農地の所有

法人が農地を所有するには、原則として、株式会社又は農事組合法人であることに加え、一定の要件を満たすことが必要です。しかし、特例として、福祉系法人が、農地を社会福祉事業等の目的に利用する場合には、このような要件を満たさなくても、農地を所有することができます。

農地を所有する際には、その農地が所在する市町村の農業委員会の許可を得てください。

(2) 生産施設の整備

Q2：農福連携に取り組むための生産施設を整備したいのですが、助成制度はありますか？

A1：農林水産省の農山漁村振興交付金を活用しましょう。

A2：厚生労働省の社会福祉施設等整備費補助金を活用しましょう。

A1：農山漁村振興交付金について

○ 農山漁村振興交付金について

農林水産省は、農山漁村振興交付金（農福連携対策）という支援制度を設けており、農福連携を実施する場となる生産施設の整備にかかる経費の1/2を助成しています。

具体的には、ハウス等の生産施設、加工販売施設のほか、障害者が農業生産活動に従事する際に必要となる休憩所、トイレ等の整備に活用できます。

補助額の上限は、比較的安価な設備投資による場合は200万円（簡易整備型）、要介護高齢者の介護福祉を目的とする場合は400万円（介護・機能維持型）、収益性の高い複合的な営農形態を導入する等の場合は1,000万円（高度営農支援型）、農福連携によって農業経営の改善を積極的に進める場合は2,500万円（農業経営支援型）です。

なお、整備開始から3年後までに、整備した生産施設等に従事する障害者等が5名以上増加することが条件となっています。

事業内容の詳細は、整備しようとする施設の所在地に応じ、管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

整備しようとする農園の所在地	問合せ先 (問合せ時間：9時30分～17時00分 ※平日のみ)
北海道	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL：03-3502-0033 FAX：03-6744-0571
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	農林水産省 東北農政局 農村振興部 農村計画課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 TEL：022-263-1111（内線 4125） FAX：022-216-4287
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省 関東農政局 農村振興部 農村計画課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 TEL：048-600-0600（内線 3407、3402） FAX：048-740-0082
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省 北陸農政局 農村振興部 農村計画課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 TEL：076-263-2161（内線 3425） FAX：076-263-0256
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省 東海農政局 農村振興部 農村計画課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 TEL：052-201-7271（内線 2522、2519） FAX：052-220-1681

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省 近畿農政局 農村振興部 農村計画課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル子風呂町 TEL：075-414-9051（内線 2421、2417） FAX：075-451-3965
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 TEL：086-224-4511（内線 2521、2522） FAX：086-227-6659
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省 九州農政局 農村振興部 農村計画課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 TEL：096-211-9111（内線 4616、4611） FAX：096-211-9812
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 TEL：098-866-0031（内線 83336、83323） FAX：098-860-1194

○ 農山漁村振興交付金に関する手続きについて

農山漁村振興交付金の交付事業者として選定を受けるためには、具体的な計画書・経理書類を提出する必要があります。また、公募期間は数週間程度なので、早くからの準備が必要です。公募に関する詳細は、各地方農政局等にお問い合わせください（図7は一例であり、実際の月・期間は変更があります）。

公募開始等に関する情報は、各地方農政局等が設けている「農業分野における障害者就労の促進ネットワーク（協議会）」の会員に対して、電子メールで配信されます。会員登録は無料ですので、ぜひ、上記の各地方農政局等に登録を申込みください。



A2：社会福祉施設等施設整備費補助金について

厚生労働省は、社会福祉法人等が障害福祉サービス事業所等を設立する際に、必要となる施設を整備するための補助金を設けています。これを、「社会福祉施設等施設整備費補助金」と言います。国が整備費の1／2を補助し、都道府県（指定都市・中核市を含む）が1／4を補助するため、社会福祉法人等の負担分は、1／4で済むことになっています。

具体的には、障害福祉サービス事業所が備える必要のある訓練室・作業室・相談室に加え、これらの建物と一体となって固定され整備される設備が対象となります。そのため、加工施設などは対象となりえますが、建物とは別となるビニールハウスは原則として対象となりません。

対象となる施設や補助上限額の詳しい情報については、整備しようとする障害福祉サービス事業所が所在する都道府県の保健福祉部局にお問い合わせください。

（3）農業用機械・器具・資材等を確保する

Q3：農業用機械・器具・資材等をどこから確保すればよいでしょうか？

A1：JAの組合員になるなどして、JAを通じて確保してみましょう。

A2：地域の農業用資材販売店からリース・購入したり、農業者から有償・無償で借り受けてみましょう。

A1：JAについて

各地域には、農薬・肥料等の購入や融資など、各種の農業関連の事業やサービスを提供する「JA」（農協）という組合組織があり、全国に604組合（令和元年1月1日時点）あります。

JAの事業は、組合員となって利用するのが原則ですが、組合員以外の方も一定の範囲で事業を利用することができます。社会福祉法人やNPO法人等でも、その営農の実態に即して、農業を営む法人と判断されれば、正組合員になることも可能ですので、各地域の農業協同組合にご相談ください。

A2：地域の農業用資材販売店からのリース・購入や農業者からの借受けについて

地域の農業用資材販売店から、農業用機械・器具・資材等をリースしたり、購入することが考えられます。このような販売店の中には、単に販売するだけでなく、技術指導や経営コンサルタントも行っているところがあります。

また、地域の農業者の中には、福祉のために、これらを貸してくださる方がいらっしゃる可能性がありますので、積極的に農業者に声をかけてはいかがでしょうか。

（４）農業技術の指導を受ける

Q4：農業技術の指導をどこから受ければよいでしょうか？

A：都道府県の普及指導センター、JA や地域の農業者などに聞いてみましょう。

A：農業技術の指導を受けることについて

農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所は、農産物の販売益から、利用者の賃金/工賃を支払う必要があるため、確かな農業技術を身につけて、できるだけ高い品質の農産物を多く収穫することが必要となります。

障害福祉サービス事業所は、あらかじめ、年間の作付け計画を作成して、農作業を行える利用者数や時間数、栽培可能な作物と売上げを算出し、どの程度の賃金/工賃の原資を確保できるかシミュレーションします。これにより、目標賃金/工賃総額に対して、農作業で確保できる賃金/工賃の割合を算出することで、単価の低い請負作業の割合を減らしていく計画を立てることが勧められます。

○ 都道府県の普及指導センター

都道府県には、普及指導員という、農業の担い手に技術や経営に関する支援を行う職員が配置されており、それらの職員の拠点となる普及指導センターが、各都道府県に設置されています。

普及指導センターは、全ての都道府県に1か所以上、合計361箇所（令和元年度時点）が設置されています。お近くのセンターまでお問い合わせください。

【都道府県普及指導センター一覧】(<https://www.jadea.org/link/center.html>)

また、都道府県の中には、普及指導員OBが、障害福祉サービス事業所に技術指導を行っているところもあります。

○ JA や地域の農業者への相談について

後継者に経営を移譲し、経営の一線から退いた農業者から、農業技術の指導を受けることも考えられます。

全国には、約120万戸の農業者がいますが、その一覧は公開されていません。そのため、知り合いの農業者に技術指導を依頼するのが、現実的です。

また、JAから、障害者を受け入れるなどして農福連携に理解がある組合員（農業者）を紹介してもらえる可能性もあります。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

【JA一覧】(<https://org.ja-group.jp/find>)

2. 農業者から農作業を請け負う事業所へ

(1) 農業者へのアプローチ

Q1：人材を必要としている農業者は、どこで見つければよいでしょうか？

A1：共同受注窓口を利用してみましょう。

A2：自治体の農業部局に相談してみましょう。

A3：都道府県の普及指導センターやJAに相談してみましょう。

A1：共同受注窓口の利用について

○ 共同受注窓口とは

共同受注窓口とは、企業等が発注したい物品や役務の内容を、受注が可能な障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する窓口のことを言います。

共同受注窓口は、秋田県と宮崎県を除いたすべての都道府県に1か所以上、全国101か所が設けられており（平成31年1月31日時点）、「社会就労センター協議会」などが運営しています。また、都道府県の中には、「ナイスハートネット」というWEBサイトを用いて、WEBサイト上であっせんを行う仕組みを設けているところもあります。

都道府県の中には、農業専用の共同受注窓口を設けているところがあります。

○ 共同受注窓口の利用について

共同受注窓口を利用する際は、あらかじめ、農業者から請け負える作業内容・作業量・就労可能な人数などについて、整理する必要があります。

また、ほとんどの共同受注窓口は、無料で利用できますが、手数料を徴収しているところもあります。詳細は、最寄りの共同受注窓口にお問い合わせください。

【最寄りの共同受注窓口】(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000492894.xlsx>)

A2：地方自治体の農業部局への相談について

近隣の共同受注窓口には、農業者の登録数が少ない場合もあります。また、共同受注窓口を介してマッチングできそうな農業者が遠方にある場合、ほ場に通うために時間がかかる結果、事業所が定める利用者の就労時間との関係で作業時間が短くなり、そのことを農業者が避けようとする傾向にあります。

そのため、地方自治体の農業部局が、農福連携を始めたい または 受け入れる障害者数を増やしたい近所の農業者の情報を持っている可能性がありますので、お問い合わせください。

A3：都道府県の普及指導センターやJAへの相談について

都道府県には、普及指導員という、農業の担い手に技術や経営に関する支援を行う職員が配置されており、それらの職員の拠点となる普及指導センターが、各都道府県に設置さ

れています。

普及指導センターは、全ての都道府県に1か所以上、合計361箇所（令和元年度時点）が設置されています。お近くのセンターまでお問い合わせください。

【都道府県普及指導センター一覧】(<https://www.jadea.org/link/center.html>)

また、都道府県の中には、普及指導員OBが、農業の担い手と評価できる障害福祉サービス事業所に技術指導を行っているところもあります。

さらに、各地域には、農家のサポートを行う「JA」（農協）という組合組織があり、全国604組合（令和元年1月1日時点）があります。そして、JAから、障害者を受け入れるなどして農福連携に理解がある組合員（農業者）を紹介してもらえる可能性もあります。詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

【JA一覧】(<https://org.ja-group.jp/find>)

（2）お試しノウフク

Q2：まずは試行的に農作業を請け負うことはできますか？

A：共同受注窓口や自治体の農業部局を交えて相談してみましょう。

A：お試しノウフクについて

農業者や障害福祉サービス事業所が、農福連携の取組に慣れていない場合、まずは、数日間、試行的に農作業を請け負うこと（お試しノウフク）をご検討ください。

お試しノウフクのパターンとしては、

- （1）正式契約後と同様に、農業者と障害福祉サービス事業所が農作業に関する請負契約を締結して、報酬を支払うパターン
- （2）農業者と障害福祉サービス事業所が、農作業に関する請負契約を締結せず、短期間・無報酬で「援農ボランティア」をするパターンの2つが考えられます。

どのようなパターンで実施するかについては、共同受注窓口や地方自治体の農業部局を交えて、相談してください。

なお、（1）のパターンの場合、ほ場において障害者に具体的な指示を行うのは、障害福祉サービス事業所の職業指導員であり、障害福祉サービス事業所は、まず、農業者から農作業の内容を伝えてもらったり、ほ場で作業体験を行い、その指導員がそれぞれの障害者特性に配慮して作業を割り当てることとなります。そのため、職業指導員は、農業者とのコミュニケーションを深め、農業者と信頼関係を築くことが大切です。

実践事例

【農福連携事例集p41】

特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター
（島根県松江市）

* 島根県では、施設外就労前の訓練として、障害福祉サービス事業所の敷地内で、横棒にブドウをぶら下げて、袋掛けの模擬演習を行うなどの工夫をしています。

(3) 正式契約

Q3：正式契約の締結にあたって仲介してくれる機関はありますか？

A：共同受注窓口や市町村の農業部局を交えて相談してみましょう。

A：契約締結の仲介について

お試しノウフクを経て、正式に農作業に関する請負契約を締結する場合、契約内容を決定する必要があり、福祉のみならず農業の知識が必要です。共同受注窓口のコーディネーターや、地方自治体の農業部局の職員を交えて、契約締結の仲介してもらうことをご検討ください。

Q4：正式契約の締結にあたって、どのようなことに留意する必要がありますか？

A：契約内容として、作業内容、作業時期、作業時間、請負報酬、支払方法、任意保険の加入者等に留意する必要があります。

A：契約内容と留意事項について

扱う作物、作業内容、作業期間、作業時間、作業人数、請負報酬、支払方法、任意保険、その他留意事項を決定し、契約書【図3】(p17)や農作業依頼予定シート【図4】(p18)といった形で、書面に残します。

障害福祉サービス事業所は、請け負う農作業を円滑に実施できるよう、農業者に日々の栽培管理やほ場管理に十分な配慮をしてもらう必要があります。また、農業者が求める業務に対する達成度(量と質)を文書・写真・映像等で、具体的に示してもらうことは重要です。さらに、農業者に対し、作業担当である職業指導員と、勤務管理担当である管理者を伝えることで、どの話をどの職員に伝えるべきか、把握してもらいます。

任意保険の加入者は、障害福祉サービス事業所となるのが通常ですので、農業者には保険料を支払ってもらう必要がありません。

また、請負報酬の設定については、公平性の観点から、共同受注窓口や地方自治体の農業部局などの第三者が仲介し、作業工程ごとに単価を設定する方法が望ましいです。地方自治体の中には、すでに、作業工程ごとの単価を設定して、マニュアルとして公開しているところもあります【図7】。

「農福連携スタートアップマニュアル 第2分冊」p9～詳しく記載します。

作業工程ごとの単価設定

小松菜のクリーニング

余瀬農園 × ワークスタジオ・ワーククラブ事例

小松菜のクリーニング作業は、6月上旬から小松菜収穫作業と同時期に行なわれる。作業のある日は、朝9時30分から15時まで、昼に1時間休憩を挟み、時給による契約となっている。
この日は2人の職員が同行し、利用者3名で1日約30箱分のクリーニングが行なわれた。
クリーニングは室内作業のため天候に左右されない。

ここから動画が見られます





作業工程

1 空き箱に新聞紙を敷く



作業分析

■区分 時給

■工賃 456円/h

■作業時期 6月初旬

■難易度 ふつう

■障がい種別 知的・精神

作業時期

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

※作業分析は平成30年度時点の参考情報であり類似作業の基準となるものではありません。

(出典：北海道恵庭市『農福連携成功事例集（作業工程マニュアル）』)

【注1】：農作業の種類

一般に農作業は、作付け計画、種苗の購入、育苗、耕耘、施肥、畝立て、播種、移植・定植、間引き、マルチング、トンネル、受粉、支柱立て、誘引、整枝、病害虫防除、草取り、水やり、農薬散布、収穫、出荷調製、保存・貯蔵、種取りと種子の保存、畑や施設の片付け（清掃）等、極めて多岐に渡ります。そのため、農業者自身がやりたい拘りの作業を把握したうえで、農業者と相談して決定する必要があります。

【注2】：農作業の難易度

農作業は、①一度にどのくらいの対象に注意を向ける必要があるか（注意配分数）、②どのくらいの器用さを求められるか（巧緻性）、③どのくらい危険な作業か（危険度）など複数の指標によって、作業の難易度を決めることができます【兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 豊田准教授】。実際には、令和2年度から農林水産省が育成する「農福連携技術支援者」のアドバイスなどを参考にして、個別・具体的に把握する必要があります。

【注3】：請負報酬単価の金額

掲載した請負報酬単価の金額は、一例です。障害福祉サービス事業所の種類等によって、適切な金額となるよう、農業者と相談してください。なお、請負報酬単価の設定は、主として自治体・JA・共同受注窓口などに期待される大きな役割です。詳細については、第2分冊に記載しています。